

令和2年5月7日
相模原市発表資料

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 相模原市営簡易水道料金の減額について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止にあたり、手洗い等の徹底を支援するため、簡易水道料金の減額を実施します。

- 1 対象者** とずらはら まぎの葛原及び牧野中央簡易水道（藤野地区）の使用者
（定額料金制の青根簡易水道は除く）
*対象件数（令和2年5月1日現在） 590件
- 2 減額の内容** 水道料金を10%減額する。
例）一般家庭の場合（1か月20m³使用した場合）
減額前 2,690円（税込） 減額後 2,421円（税込）
- 3 適用期間** 令和2年度 1期分及び2期分（4か月分）
1期分 4・5月分（納期限：6月30日）
2期分 6・7月分（納期限：8月31日）
- 4 手続** 減額のための手続きは一切不要です。
- 5 担当窓口** 道路部 津久井土木事務所 簡易水道班
- 6 周知方法** 市ホームページへ掲載
検針時に各戸へお知らせチラシをポスティング
使用料のお知らせ通知に同封（郵送）

【問合せ先】

相模原市道路部津久井土木事務所
直通電話 042-780-1419
対応責任者氏名 渡邊 建太郎